

あなたの国民年金

パート 37



サラリーマンに扶養されている奥さんは

国民年金の**第3号被保険者**です

届出はお済みですか!!

確認してください。

国民年金の第3号被保険者は自分で保険料を納める必要はありませんが届出が必要です。届出がないと加入したことになりません。

●奥さん自身の社会保険から夫の社会保険の扶養になったとき……

このような場合が一番届出を忘れることが多いので自分の年金手帳で確認してください。

●夫の勤め先が変わった……

この時も役場に届けてください。別の会社になって新たな厚生年金番号になると未納になってしまいます。

●夫の扶養からはずれたとき……

本人が厚生年金に加入したり、収入が基準以上(120万)になったとき届出が必要です。

●夫が退職したとき……

夫が会社をやめたり、勤めていても65才以上になった場合は、厚生年金を喪失になりますので届出が必要です。

●離婚したとき

問合せ 役場住民福祉課年金係
☎041211 内線154

届出をおこすと
年金が受けられなくなることも
ありますよ



こんなときも届出を!!

主人が
転職したの

私も会社に
勤めるの

主人が
会社を
やめたの

パートの収入が
増えたため

扶養からはずれちゃう

国民年金保険料は
4月から1ヶ月10,500円

保険料は前納すると割引になります。
前納の期限は4月30日です。

年金証明が無料

—平成5年4月1日から—



公的年金受給者の現況届の証明は、平成5年4月1日証明分から無料となりました。

区分	定額保険料	付加保険料込
1ヶ月	10,500円	10,900円
1年	126,000円	130,800円
1年前納 割引額	122,960円 3,040円	127,640円 3,160円